

平成 30 年度

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

国 家 予 算 要 望 書

平成 29 年 5 月 15 日

全国自立援助ホーム協議会

平成 29 年 5 月 15 日

厚生労働省 御中

全国自立援助ホーム協議会  
会長 平井 誠敏

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）  
国家予算要望について

平成 28 年度は児童福祉法の改正で自立援助ホームの役割は一段と増してきており、ホームの重要性と責務を改めて強く感じております。昨年度は 15 か所ホームが開設し、廃止したホームがありませんでした。しかし、今年度も約 15% のホームで暫定定員が設定され、人員の削減も検討しなければならないホームがあることもまた不安定な運営を露呈しています。

その中で 20 歳以上の支援も法律で明記された今、ニーズはより重層的かつ重篤的な対応を迫られることとなります。

自立援助ホームの与えられた使命を全うするためにも、別添にて要望を提出させていただきます。

格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

# 全国自立援助ホーム協議会

## 平成 30 年度 国家予算要望書

### 1. ホームの職員配置・人件費等に関する事項

ホームの宿直ローテーション勤務を前提として、現状の6名（定員）までの職員配置基準である常勤職員2名と補助職員1名のところを、それぞれ1名ずつの増員（常勤職員3名、補助職員2名の態勢）を要求します。

### 2. ホームの運営に関すること

#### 2-1 暫定定員の緩和

自立援助ホームは入居の特性上、定員の在籍を確保することは極めて困難な状況です。安定した経営を維持するために、せめて定員 x 50% を最低基準で運用していただきますよう是非とも要求します。

#### 2-2 児童採暖費の適用

児童の冬季の暖房（採暖）に必要な経費について、他の児童福祉施設と同様の適用を要求します。

#### 2-3 施設機能強化推進費の適用

快適住環境は、居住者にとって心身ともに最大の安らぎをもたらす効果があります。については改修修繕費用の助成を要求します。

### 3. 子供たちの生活援助・就労援助に関する事項

①入居者の殆どが所持金なく入居します。当面の生活費として入居支度金を要求します。

②自立の前段として「ステップとしての住居確保」を行いその住居に対し賃貸補助を適用していただきたい。（ステップハウスの賃貸補助）

③高校生については現行の一般生活費を児童養護施設同様の49,430円（月額）を要求します。

### 4. アフターケアに関する事項

「社会生活支援専門相談員」の配置

「社会生活支援専門相談員」は、入居中におけるリービングケアから退居後のアフターケアに至るまでの一連の支援をする役割を持つもので、「就労自立」を目的とする自立援助ホームにとっては、必要不可欠な専門職員です。退居後の支援、さらに20歳以降の具体的な支援の充実のためにも強く要望します。

### 5. 人材の確保と育成

事業推進の上で人材の確保は大変重要な部分を占めています。については福祉を目指す学生への認知策として社会福祉受験資格要件にある実習対象施設に加えていただきますよう要求します。